

(適正な食品等の表示の確保)

第9条 府は、適正な食品等の表示を確保するため、府民との連携による監視、食品関連事業者に対する指導、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(趣旨)

食品表示は、消費者としての府民が食品を選択する上で重要な役割があるとともに、食品の安全性の確保に大きなかかわりがあります。

例えば、牡蠣の生食用か加熱用かの表示は、食品衛生上の危害防止の観点から義務付けられている表示ですが、加熱用を生食用と誤って表示すれば直ちに健康への被害が懸念されることにつながります。

また、表示は、万一、食中毒等の事故が発生した際には、原因の究明や製品回収などの事故の拡大防止措置を迅速かつ的確に行うための手がかりともなります。

さらに、食品衛生法、JAS法に基づく原産地や期限表示等は、その食品に対する安心感を得る上でも重要な意味をもっています。

このため、食品表示が適正に行われるよう、府と府民とが連携して監視するとともに、表示制度の普及啓発等に努めることを明らかにしています。

(解説)

府は、食品表示が適正に行われるために、計画的に監視や調査を行うとともに、府民から寄せられた情報等をもとに調査を行い、違反事業者には指導、改善の指示、公表などの措置を行っています。こうした府と府民との連携による取組を更に進めることを規定しています。

なお、食品表示は、関係する法律が多岐にわたるばかりか、食品を取りまく状況に対応するための相次ぐ改正が余儀なくされ、表示をする側にも、見る側にも「分かりにくい」ものになっています。

このため、食品表示が適正に行われるよう、食品関連事業者からの相談に対応するとともに、また、府民に正しく理解されるよう、府は、食品表示制度の周知と啓発に努める旨を規定しています。

※「食品表示に関する主な法律」とは

- ① 食品衛生法【厚生労働省】
飲食に起因する衛生上の危害の防止を目的
- ② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）【農林水産省】
一般消費者の適切な商品選択を目的
- ③ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）【消費者庁】
公正な競争を確保し、一般消費者の利益の保護を目的
- ④ 計量法【経済産業省】
適正な計量の確保を目的
- ⑤ 健康増進法【厚生労働省】
国民の栄養の改善、健康の保持増進を目的
- ⑥ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）【厚生労働省】
医薬品以外の物に対して、医薬品的な表現を規制
- ⑦ その他、不正競争防止法【経済産業省】、特定商取引に関する法律【経済産業省】など